

○新十津川町環境基本条例
平成21年3月25日条例第3号
新十津川町環境基本条例

私たちのまち新十津川町は、秀峰ピンネシリと徳富川の清流が代表する自然豊かなまちである。自然の恵みに抱かれ、自然と共生して育まれてきたまちづくりは、永く受け継がれてきた先人たちの開拓者精神により築かれてきたものである。しかし、急速な社会経済活動の進展により、私たちの生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、廃棄物が増大し、これらは私たちを取り巻く環境に様々な影響を及ぼし、今日に至っている。私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を守り、育て、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。そのためには、新十津川町に住む町民一人一人が、先人の知恵と歴史に学びながら、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築に努めなければならない。私たちは、このような認識のもと、町、事業者及び町民が一体となって互いの協働により、新十津川町の良好な環境の保全及び創出を推進するために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創出（以下「環境の保全等」という。）に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者（以下「町民等」という。）の役割を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的な環境の保全等の推進を図り、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等における支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全等における支障のうち、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁、大気の汚染、土壌の汚染等により被害が生ずることをいう。
- (4) 町民 町内に居住し、勤務し、又は就学する者をいう。
- (5) 事業者 町内で事業活動を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、町及び町民等の適切な役割分担による連携の下に一体となって、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然との共生を基本とし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として推進されなければならない。

3 環境の保全等は、町民が健康で文化的な生活を営む上で必要な環境を確保し、将来の世代へ引き継ぐことを目的として推進されなければならない。

4 地球環境の保全は、町及び町民等のすべての活動において、推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全等に関する基本的かつ計画的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 町は、環境の保全等に関し、必要な広報活動及び啓蒙活動を行わなければならない。

3 町は、町民等が自発的かつ効果的に環境の保全等を推進することができるように必要な措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは、町民等に対して支援を行わなければならない。

(町民の役割)

第5条 町民は、環境の保全等についての理解を深め、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、自ら環境の保全等を推進するように努めるものとする。

2 町民は、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、環境の保全等についての理解を深め、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、自ら環境の保全等を推進するように努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めるものとする。

(環境基本計画の策定)

第7条 町は、環境の保全等に関する施策を計画的に推進するため環境基本計画を策定し、環境の保全等に関する長期的な目標及び当該施策の基本的な事項を定める。

2 町は、環境基本計画の策定に当たっては、新十津川町総合行政審議会条例（平成22年新十津川町条例第3号）第1条に規定する新十津川町総合行政審議会の意見を聴かななければならない。

3 町は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の管理)

第8条 町は、環境の実態、環境の保全等に関する取組の実施状況を明らかにするため、年1回、環境基本計画の進行状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(公害の防止等)

第9条 町は、公害の原因となる行為及び当該原因のおそれとなる行為に関し、公害の防止のための必要な措置に努める。

2 町は、公害その他の自然環境の状態を的確に把握するため、自然環境の監視、測定等の体制の整備に努める。

3 町は、公害その他の環境の保全等における相談、苦情等について、必要に応じ関係機関等と連携し、その適正かつ迅速な対応に努める。

(資源の循環的な利用等の促進)

第10条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正な使用を促進するための必要な措置に努める。

2 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正な使用に努める。

(水環境の保全等)

第11条 町は、安全な水を確保するため、河川、地下水等の水環境を保全するための必要な措置に努める。

(森林及び緑地の保全等)

第12条 町は、緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全並びに緑化を促進するための必要な措置に努める。

(環境の保全等と調和した農業の促進)

第13条 町は、安全な食糧の生産を図るため、環境の保全等と調和した農業を促進するための必要な措置に努める。

(環境の美化の促進等)

第14条 町は、環境の美化の確保及び当該美化に対する町民等の意識の高揚を図るため、環境の美化及び清掃活動を促進するための必要な措置に努める。

(環境教育の充実)

第15条 町は、町民等、学校、関係機関等と連携して、町民等が環境の保全等を推進するための環境教育の充実に努める。

(地球環境の保全の推進)

第16条 町及び町民等は、地球環境の保全のため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するように努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 新十津川町美しいまちづくり条例（平成17年新十津川町条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

前文を削る。

第1章の章名を削る。

第1条中「、新十津川町の自然環境及び生活環境の保全について、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに」を削る。

第3条から第5条までを削る。

第2章の章名を削る。

第6条及び第7条を削り、第8条を第3条とし、第9条から第15条までを5条ずつ繰り上げる。

第16条第1項中「第8条から第10条まで」を「第3条から第5条まで」に、「第13条及び第14条」を「第8条及び第9条」に改め、同条を第11条とし、第17条を第12条とする。

第3章を削り、第4章の章名を削る。

第20条中「第16条第1項」を「第11条第1項」に、「第17条」を「前条」に改め、同条を第13条とし、第21条を第14条とし、第22条を第15条とする。

附則（平成23年6月30日条例第11号抄）

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。